

令和6年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年9月13日 金曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和6年9月13日 9時30分		議 長	西 昭 夫		
	散 会	令和6年9月13日 14時53分		議 長	西 昭 夫		
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	欠 員		
	2	松本俊清	○	6	田中良三	×	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	山本勝喜		8	西 昭夫	○	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出 欠	職	氏 名	出 欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼商工 観光課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子		人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	大 倉 博		4 番	山 本 勝 喜		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和6年第3回笠置町議会会議録

令和6年9月13日～令和6年9月30日 会期18日間

議 事 日 程 (第1号)

令和6年9月13日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 笠置町選挙管理委員会委員・補充員の選挙
- 第5 認定第1号 令和5年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第6 認定第2号 令和5年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第7 認定第3号 令和5年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第8 認定第4号 令和5年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第9 認定第5号 令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 第10 議案第28号 笠置町自殺対策計画策定委員会条例制定の件
- 第11 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第12 議案第30号 笠置町国民健康保険条例一部改正の件
- 第13 議案第31号 笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第14 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与の額の特例に関する条例一部改正の件
- 第15 議案第33号 令和6年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件
- 第16 議案第34号 令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件
- 第17 議案第35号 令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件
- 第18 議案第36号 令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

今年の夏は酷暑日が続き、例年にない暑さがいまだに続いています。体調管理に御留意いただきますよう、申し添えます。

議場内では空調を整えていますが、体調管理のため、また、省エネルギーに対する意識向上と環境負荷の軽減を図るためクールビズを推奨し、ノーネクタイ及び上着の着脱と併せて水などの水分補給を許可します。

本日ここに令和6年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議いただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくよう御留意いただき、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） ただいまから令和6年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、大倉博議員及び4番、山本勝喜議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月30日までの18日間に決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る7月18日、京都市内において、京都府町村議会議長会主催の令和6年度京都府町村議会議員研修会が開催され、議員の皆様と共に出席をいたしました。議員としての資質のさらなる向上と情報収集を図るため、2名の講師による講演を拝聴いたしました。

7月24日、京都府自治会会館において、議員としての資質や見識を習得するため、令和6年度第1回京都府町村議会新任議員研修会が開催され、山本議員が出席をいたしました。

8月23日、京都市内で令和6年度京都府町村議会運営委員長研修会が開催され、由本委員長が出席をいたしました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

なお、8月28日に予定していました令和6年度府政懇談会は、台風接近により開催が中止となり、同日、京都府町村議会議長会正副会長により、要望書を京都府知事及び副知事に手交いただきました。笠置町からは「災害にも対応できる国道の広域的な整備」と併せて「町道有市柳生線の整備について」の2点を要望いたしました。

以上、議会報告といたします。

議会運営についてですが、今定例会において議案に対する質疑につきましては、同一議員につき、同一の議題について3回までです。

また、質疑は発言通告書を提出いただいた議員を優先いたします。順序は提出順です。

通告以外の質疑及び通告をされていない方につきましては、後ほど質疑を行っていただきます。

なお、本日審議予定の議案に対する発言通告はありませんので申し添えます。

議会運営上、今定例会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日ここに令和6年第3回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の夏は、熱中症警戒アラートが連日発表されるなど、猛暑日が続きましたが、9月とはいえ、日中もまだまだ暑い日が続いておりますので、体調管理には御留意をくださいませ。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

笠置町は、昭和9年1月1日に町制を施行し、今年で90年を迎えました。11月22日

に町制施行90周年記念式典を開催することとして、本定例会に必要額を予算計上させていただきました。

また、6月議会において、事業費を可決いただいた各種イベントにつきましても、90周年記念事業として実施すべく、各関係機関と調整を進めているところでございます。

実施時期について、11月に笠置もみじまつりとして、1日から1か月間、恒例のライトアップと11月24日に、もみじ公園でのイベントを、年明けには、昨年5年ぶりに復活しました食の祭典「KASAGI鍋フェスタ」も実施する予定でございます。こちらは、皆様の御協力なくしては進まないものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、地域活性化起業人の任用について御報告いたします。

8月にDX推進に、企業派遣型として1名、観光振興推進に、副業型として4名の起業人を任用いたしました。DX推進では、LINEの運用やデジタル活用、また、情報発信を担っていただき、観光振興推進では、町のにぎわいづくりに関わっていただいております。それぞれの技術、経験、人脈を生かして活躍いただけると確信しております。

最後に、7月16日付で11名の人事異動を行いました。前田参事にあつては、総務財政課長の兼務を解き、兼商工観光課長事務取扱に、森本課長にあつては、担当課長から総務財政課長に任命しておりますので、御報告いたします。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、決算認定5件、同意案件1件、議事案件は補正予算4件を含む9件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、行政報告といたします。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、笠置町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題とします。

この選挙につきましては、9月2日付で笠置町選挙管理委員会委員長から委員及び補充員が本年9月26日で任期が満了となる旨、通知を受けたものです。よって、地方自治法第182条の規定に基づき選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項に基づき、指名推選により行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法につきましては、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、先例により、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

初めに委員の選挙を行い、その後に補充員の選挙を行います。

委員及び補充員の定数は、それぞれ4名であります。

選挙管理委員会委員として指名する方は、樺紘一氏、田中正嗣氏、垣内宏之氏、増地和夫氏を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました4人の方を選挙管理委員会委員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、樺紘一氏、田中正嗣氏、垣内宏之氏、増地和夫氏が笠置町選挙管理委員会委員に当選されました。

引き続き、選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

補充員として指名する方は、北口弘子氏、脇田芳文氏、川口洋一氏、藪下文子氏を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました4人の方を選挙管理委員会補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、北口弘子氏、脇田芳文氏、川口洋一氏、藪下文子氏が笠置町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

これより暫時休憩し、全員協議会を開催しますので、認定第1号と第3号議案をお持ちの上、議員控室にお集まりください。

休 憩 午前 9時42分

再 開 午前１０時１０分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第５、認定第１号、令和５年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第１号、令和５年度笠置町一般会計決算認定の件について、提案理由を申し上げます。

令和５年度笠置町一般会計については、歳入総額１６億８２万９，９３３円、歳出総額１５億４，４３５万８，１０８円、歳入歳出差引額５，６４７万１，８２５円、明許繰越として翌年度に繰り越すべき財源４，３０４万９，０００円、実施質収支額１，３４２万２，８２５円、地方自治法第２３３条の２項の規定により基金に繰り入れる額７００万円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） 失礼いたします。

それでは、令和５年度一般会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

これ以降、本日の全会計の説明に当たりまして、歳入につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。その際、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

また、歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきますので御了承ください。その際も、翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

それでは、まず、歳入から説明させていただきますので、決算書の１ページを御覧ください。

なお、参考資料は２ページから３ページとなっております。

町税１億５，３９９万４，０００円、１億５，８３８万３，５７９円、１億５，３４８万３，８６６円、３万９，８００円、４８５万９，９１３円。

地方譲与税、予算現額、調定額、収入済額ともに１，０２８万円。

利子割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに4万6,000円。

配当割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに114万3,000円。

株式等譲渡所得割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに115万3,000円。

法人事業税交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに267万8,000円。

地方消費税交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに2,657万3,000円。

ゴルフ場利用税交付金3,471万9,000円、調定額、収入済額ともに3,471万9,165円。

自動車取得税交付金7万1,000円、調定額、収入済額ともに7万1,934円。

環境性能割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに130万3,000円。

地方特例交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに20万1,000円。

地方交付税、予算現額、調定額、収入済額ともに8億7,270万5,000円。

分担金及び負担金53万3,000円、調定額、収入済額ともに48万8,600円。

続いて、3ページをお開きください。

使用料及び手数料1,303万4,000円、1,864万6,470円、1,310万4,882円、554万1,588円。

国庫支出金1億8,415万6,000円、調定額、収入済額ともに1億2,824万8,109円。

府支出金6,097万2,000円、調定額、収入済額ともに5,932万1,144円。

財産収入366万7,000円、調定額、収入済額ともに348万4,860円。

寄附金487万1,000円、調定額、収入済額ともに492万6,000円。

繰入金5,097万3,000円、調定額、収入済額ともに3,705万3,387円。

繰越金3,957万1,000円、調定額、収入済額ともに3,957万1,412円。

諸収入8,798万9,000円、調定額、収入済額ともに8,911万4,574円。

町債1億5,906万円、調定額、収入済額ともに1億2,116万円。

歳入合計17億969万2,000円、16億1,127万1,234円、16億82万9,933円、3万9,800円、1,040万1,501円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

決算書の5ページを御覧ください。

参考資料は4ページとなります。

議会費4,480万3,000円、4,455万7,024円、24万5,976円。

総務費 5 億 6, 252 万 5, 000 円、5 億 1, 546 万 4, 630 円、4, 093 万 8000 円、612 万 2, 370 円。

民生費 3 億 7, 783 万円、3 億 6, 803 万 5, 358 円、222 万 9, 266 円、756 万 5, 376 円。

衛生費 1 億 4, 615 万 9, 000 円、1 億 4, 209 万 8, 879 円、14 万 1, 000 円、391 万 9, 121 円。

農林水産業費 3, 082 万 2, 000 円、3, 000 万 6, 357 円、81 万 5, 643 円。

商工費 7, 622 万 8, 000 円、7, 564 万 7, 099 円、58 万 901 円。

土木費 2 億 203 万 7, 000 円、1 億 1, 125 万 6, 950 円、8, 950 万円、128 万 50 円。

消防費 5, 834 万 1, 000 円、5, 785 万 9, 890 円、48 万 1, 110 円。

教育費 7, 107 万 1, 000 円、6, 058 万 5, 000 円、1, 048 万 6, 000 円。

続いて、7 ページを御覧ください。

公債費 1 億 3, 700 万 6, 000 円、1 億 3, 697 万 8, 994 円、2 万 7, 006 円。

諸支出金、予算現額、不用額ともに 1, 000 円。

災害復旧費 186 万 9, 000 円、186 万 7, 927 円、1, 073 円。

予備費、予算現額、不用額ともに 100 万円。

歳出合計 17 億 969 万 2, 000 円、15 億 4, 435 万 8, 108 円、1 億 3, 280 万 8, 266 円、3, 252 万 5, 626 円となります。

続いて 123 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 16 億 82 万 9, 933 円、歳出総額が 15 億 4, 435 万 8, 108 円、歳入歳出差引額は 5, 647 万 1, 825 円、うち翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額 4, 304 万 9, 000 円です。それを差し引きしますと、実質収支額は 1, 342 万 2, 825 円となります。実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 700 万円としております。

124 ページ以降は、財産に関する調書となっております。

以上で一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 議選監査委員の向出健です。

令和５年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について、まず、意見書の審査対象について説明させていただきます。

令和５年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、２番目に、令和５年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、３つ目に、令和５年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、４つ目に、令和５年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、５つ目に、令和５年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、６番目に、その他関係帳簿及び台帳を審査をいたしました。

決算審査日は、令和６年８月５日、８月６日、８月９日の３日間で行いました。

出席者は、町長、参事兼商工観光課長事務取扱、会計管理者、関係所属長並びにその課員が出席の下で審査を行いました。

審査の総括意見。

令和５年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合しました。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し、審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、概ね適正なものであったことを認めています。

本町決算審査においては、定期監査と同様、履行した業務の審査のみならず、その事業の有効性や効率性を監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見等を発信していることから、以前に指摘した事項に対する業務改善の是非についても併せて審査をしました。

初めに、今年度においても、私債権の問題について各課から現状を伺いました。私債権の問題については、日々徴収事務に尽力され、昨年度以上の徴収実績があった旨の報告を受けています。大変な苦労があることは重々承知はしているものの、依然として過年度における滞納が未だに残り続けている現状です。使用料等の納付は、使用者の義務であり、公平性を損なわないためにも、引き続き徴収に尽力をいただきたい。令和５年度末に債権管理条例を

策定されましたが、その運用については、今後、規則等についても整理するなどして適切な運用に取り組まれない。

笠置いこいの館については、毎年多額の費用を投じて施設を維持している経過があります。これは、再開に向けた投資として必要な経費であることは想像に難くありませんが、温浴施設が閉鎖してから数年経過した今なお、その方向性さえ定まらずに投資をし続けている現状には、幾分理解したがいところがあります。早急に今後の方針を示すこと。並びに施設の利活用についても十分に検討するとともに、住民が納得いく経費の使い方に取り組まれない。

また、サテライトオフィスやお試し住宅、移住定住プラザ等の施設についても同様に、維持管理費等もかかっていることから、その費用対効果も鑑み、町民だけでなく、町外から人を呼び込む方法と併せて利活用について度々意見を付しているが、取り組みが不十分であります。早期の対応を行うことを求めます。

次に、職場における勤務環境や人材育成支援についても触れておきます。まず、時間外勤務については、前年度に引き続き注視しました。一般会計における前年度の決算額が875万1,972円であったのに対し、本年度では649万6,960円となり、225万5,012円の減となっています。2年連続で決算額が1,000万円を下回っており、本年度の数値についても大変改善されていると評価できます。しかし、依然として時間外勤務が突出している部署が見受けられるのも事実で、一部業務の見直しを図ったとのことですが、マンパワー不足や業務量過多を執行部が認識しているのであれば、職員配置や組織の見直し等により、職員への過重な負担を軽減しつつ、組織体制の適正化・強化に努められたい。時間外勤務が特定の部署に偏重する勤務環境では職員の健康やワークライフバランスに影響を及ぼしかねません。また、体調不良による長期休暇や早期退職者も出ており、これについてもやはり職員の状況把握をしていくべきであり、そういった組織の体制づくりをしっかりと整える必要があります。そのためには、組織改革や連絡体制を確立する必要がある、常に住民福祉のたけにスムーズな行政運営ができるようお願いをしたい。

昨年度においては、建設工事の入札に係る最低制限価格の誤りにより、公共工事が進まなくなった事例が発生しました。これは、住民への不利益に当たる由々しき事態です。また、各課の起案等を確認する中で、相対的に決裁に伴うチェック体制が十分機能していないのではないかとと思われる点が見受けられました。各団体からの補助金等の申請や実績報告等の取扱いについては、必要書類や要綱に沿っているかの確認をないがしろにすることなく実務にあたっていただきたい。職員間でのフォローや職員を育てるという意識を持って仕事に向き

合わないことには、決して組織としての向上は見込めません。年代や役職別に応じて求められる資質も上がってくるため、業務に応じた様々な職員研修を実施されていることとは思いますが、研修内容を見直してみるなども必要だと考えます。そして、それらを経て、いかに日々の業務に活かしていくかが肝要です。今後の対策をしっかりと取り、誤りが起こらないように事務を進めていくという流れをつくってほしい。行政として考え方を整理されることが大切です。

併せて、新規採用職員が入庁した際には、起案や復命書の作成方法等の基本的な研修を実施していただいていると思慮されますが、職員の今後の資質に直結する問題であることから、改めてこの点については留意をされたい。

さて、決算審査はこれまでの定期監査の延長線上にあり、定期監査も含め、本監査においても監査期間中に様々な意見をその都度付している。地方公共団体は、事務処理をするに当たっては、住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果を挙げ、常に組織運営の合理化と規模の適正化を図らなければならない。我々監査委員はそのような想いと職責から監査意見を付しているからこそ、過去の定期監査報告書にも目を通していただき、監査意見を自身の業務に照らし合わせ、日常業務に生かされたい。

最後に、行政側が思い描く笠置町の将来像と住民ニーズを実現するため、財政状況や職員体制と照らし合わせながら、笠置町の総合計画に沿った予算を計上し、実施に取り組むとともに、その事業が本当に必要かという問いかけも常に持ちながら、より効率的に事業実施に取り組んでいただきたい。目的を見据えて必要な事業を選択され、そこに職員一人一人が笠置町への想いを持った上で主体的に行動することで、組織としての知見が集積されることを忘れず、その成果を次年度予算に反映されることを望み、総括意見とします。

次に、審査の結果について報告をいたします。

決算規模について、まず、報告をさせていただきます。

令和5年度笠置町一般会計及び……、失礼いたしました。

先ほど、決算の額については担当の方から読み上げもありましたので、割愛をさせていただきます。

主に、一般会計の財政状況等について読み上げをさせていただきます。

ページは8ページになります。

一般会計の審査結果についてです。

令和5年度の一般会計における歳入での主な内容は、地方交付税が8億7,270万

5,000円、歳入全体に対する割合が54.5%です。次に、町税が1億5,348万3,866円、9.6%、国庫支出金が1億2,824万8,109円、8%、諸収入が8,911万4,574円、5.6%となっており、例年同様、本年度の決算でも地方交付税が歳入面での大部分を占めています。

歳入において、前年度から大きく増減があった主なものとしては、前年度では町債が4,198万2,000円であったのに対し、本年度では1億2,116万円で7,917万8,000円の増でありました。これは、令和5年度に防災行政無線更新事業に係る緊急防災・減災事業債を発行したことにより町債の額が急増したことに起因します。また、地方交付税においては、前年度では8億9,084万7,000円であったのに対し、本年度では8億7,270万5,000円、1,814万2,000円の減でありました。地方交付税、とりわけ普通交付税については、国が定めた予算内において国の基準により、地方公共団体に見合った金額を算定、交付されるものです。そのため国の動向により、増額、減額、いずれにも左右されることになります。以上のことが大きな要因となり、前年度の一般会計歳入決算額が15億7,924万6,216円であったのに対し、本年度決算額が16億82万9,933円、2,158万3,717円の増となっています。諸収入については、主なものとしては加茂笠置組合配分金1,500万円などがあり、本年度は8,911万4,574円でありました。前年度1億1,032万4,628円であったのに対し、2,121万54円の減となっています。

歳出面での主な内容は、総務費が5億1,546万4,630円、33.4%、民生費が3億6,803万5,358円、23.8%、衛生費が1億4,209万8,879円、9.2%、公債費が1億3,697万8,994円、8.9%、土木費が1億1,125万6,950円、7.2%となっています。

歳出において、前年度から大きく増減があった主なものとしては、本年度では総務費の支出額が増加しており、防災行政無線操作卓更新事業6,600万円、交流施設等管理事業の工事請負費で解体費620万4,000円、基金管理事業で新規に過疎地域持続的発展基金積立金とし500万円、結果として4,155万9,393円増の5億1,546万4,630円の決算額としています。

一般会計における決算審査意見としては、まず、予算額と調定額の差について触れておきたい。決算書の歳入事項には予算額と調定額、そして、収入済額等が費目ごとに記載されていますが、従前から決算審査において予算額と調定額に大きな差額を生じさせているものが

散見されたため指摘をしていたものです。歳入の過大評価は歳入欠陥を引き起こすとともに、歳出に伴わない極端な予算編成となり得ます。前年度においても、執行部側として今までの徴収実績に基づき、これらの費目を補正予算対応されており、適正な予算編成に取り組んでいただいています。前年度から引き続き主におおむね適正な予算編成に努められていることについては一定の評価をさせていただきたいと思います。

しかしながら、先ほど説明がありましたように、剰余金の積立金の額に規定上の誤りがありました。そうしたことについては、今後、しっかり是正を求めたいと思います。

また、令和5年度から令和6年度の繰越明許費において、13事業で合計1億3,300万9,000円に上っており、繰り越さないと仕方がない点があることは理解していますが、住民の生活に還元できるように、少しでも早く事業に取りかかっていたくようをお願いをしておきたい。

以上で一般会計の審査結果の報告といたします。

続きまして、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について報告をさせていただきます。

まず、審査の概要です。

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

各年度の健全化判断比率について、単位をパーセントとして順に読み上げていきます。令和4年度、令和5年度、早期健全化基準の順について、それぞれの比率を読み上げをさせていただきます。

実質赤字比率、一、一、15.0。連結実質赤字比率、一、一、20.0。実質公債費比率、5.9、6.3、25.0。将来負担比率、一、一、350.0。

0%以下の場合は「一」として表示をしています。

個別意見について報告します。

実質公債費比率について。

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を指すもので、本年度の実質公債費比率は前年度と比較して0.4ポイント増加しています。

令和3年度に地方交付税が増額されたことで、分母である一般財源が増えて単年度の一時的な公債費比率の減少につながりましたが、令和4年度以降、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額が減額をされ、3か年平均の実質公債費比率が上昇することとなりました。

臨時財政対策債とは、地方自治体が標準的な行政サービスを行うための歳出に対して財源不足がある場合、普通交付税とともに特例的な措置として発行される地方債です。昨年と比べると、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合計額は減少していることから、今後に向けて、ふるさと納税の企業版等、町として新たな歳入の見通しを検討してほしい。全ての比率に影響を及ぼす標準財政規模は、国の動向や当町の財政状況により変動し、数年後の状況を確実に見込めないところもありますが、実質公債費比率については、現在の借入状況から今後も増加傾向で推移するものと推測されるため、財政状況を鑑みた上で適宜繰上償還の実施を検討され、引き続き公債費の適正化に努められたい。

是正改善を要する事項。

特に指摘する事項はありません。

次に、令和5年度資金不足比率審査意見書について報告をいたします。

1、審査の概要。

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。

2、審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記として、各年度の資金不足比率について読み上げます。

令和4年度、令和5年度、経営健全化基準について順番に読みます。

資金不足比率、－、－、20.0。

0%以下の場合は「－」として表示をしています。

是正改善を要する事項。

特に指摘する事項はありません。

以上で監査委員からの報告とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 本案につきましては、本日は説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第6、認定第2号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第2号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

令和5年度笠置町国民健康保険特別会計については、歳入総額2億3,087万8,941円、歳出総額1億9,063万3,547円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに4,024万5,394円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者

会計管理者（増田紀子君） 失礼いたします。

それでは、令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まずは歳入から説明いたしますので、決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は5ページとなっております。

国民健康保険税2,321万7,000円、2,366万9,004円、2,241万1,704円、6万8,100円、118万9,200円。

使用料及び手数料1万円、調定額、収入済額ともに1万4,700円。

国庫支出金1万円、調定額、収入済額ともに9,000円。

府支出金1億3,578万8,000円、調定額、収入済額ともに1億5,868万2,000円。

財産収入2,000円、調定額、収入済額ともに2,322円。

繰入金1,149万8,000円、調定額、収入済額ともに1,037万5,857円。

繰越金3,931万、調定額、収入済額ともに3,931万993円。

諸収入9万4,000円、調定額、収入済額ともに7万2,365円。

歳入合計2億992万9,000円、2億3,213万6,241円、2億3,087万8,941円、6万8,100円、118万9,200円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

決算書の３ページをお開きください。

総務費１８０万４，０００円、１６６万８，５５０円、１３万５，４５０円。

保険給付費１億４，８４４万８，０００円、１億２，９４０万６，０１０円、
１，９０４万１，９９０円。

国民健康保険事業費納付金４，４２０万５，０００円、４，４２０万３，１７６円、
１，８２４円。

保健施設費１３７万１，０００円、１３０万５，７８９円、６万５，２１１円。

基金積立金１，４００万１，０００円、１，４００万３２２円、６７８円。

諸支出金１０万円、４万９，７００円、５万３００円。

歳出合計は２億９９２万９，０００円、１億９，０６３万３，５４７円、１，９２９万
５，４５３円となります。

続いて、１９ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が２億３，０８７万８，９４１円、歳出総額が１億９，０６３万３，５４７円、
歳入歳出差引額は４，０２４万５，３９４円、うち翌年度へ繰り越すべき財源はございませ
んのので、実質収支額は４，０２４万５，３９４円となります。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 国民健康保険特別会計について審査の意見を報告をさせていただきます。

令和５年度における国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額２億３，０８７万
８，９４１円、歳出総額１億９，０６３万３，５４７円で、歳入歳出差引額４，０２４万
５，３９４円の剰余金を計上しました。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税２，２４１万１，７０４円、９．７％、府支出金１億
５，８６８万２，０００円、６８．７％、繰越金３，９３１万９９３円、１７％となってい
ます。

なお、本年度の国民健康保険税の収納率は９４．７％となり、前年度収納率９３．５％よ
り微増となりました。不納欠損額も前年度は４人で２７万５５６円だったが、本年度は１人
で６万８，１００円となりました。前年度の収納率より増となっていることについては、日

頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡、調整が十分に図られているものと思われます。また、未収納者が役場に来庁された際に、新たな収納促進の一環として声かけをされていることは、個人情報等には十分な配慮が求められますが、一つの対策としては評価をさせていただきたい。相互扶助制度で成り立っている保険制度であることを納税者に理解されることを促しながら、今後も引き続き徴収努力をされるように期待したい。

歳出の主な内訳は、保険給付費が１億２，９４０万６，０１０円、６７．９％、国民健康保険事業費給付金が４，４２０万３，１７６円、２３．２％となっています。

保険給付費が前年度より４，９３０万７，０１７円減となっていますが、その要因としては、前年度あった費用額１，０００万円を超える突発的な高額な手術や新型コロナウイルス感染症を原因とする手術等がなくなったためであります。

一方で、笠置町の被保険者の健診受診率は前年度が２９．１％であったのに対し、本年度は２３．５％であり、５．６ポイント減少しており、依然として府や国の水準には達していませんが、令和５年度より受診率を高める施策として特定健診費用を無償化していただいたということで、翌年度以降も広報による周知や啓発等を実施していただき、受診率向上に資する施策の展開を進められることに期待をしたい。

以上で報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第７、認定第３号、令和５年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第３号、令和５年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について、提案説明申し上げます。

令和５年度笠置町簡易水道特別会計については、歳入総額８，４８４万３，８９６円、歳出総額５，６２４万４５１円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに２，８６０万３，４４５円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） 失礼いたします。

それでは、令和５年度簡易水道特別会計歳入歳出決算につきまして、概要説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたします。

決算書の１ページを御覧ください。

なお、参考資料は６ページとなっております。

分担金及び負担金３６万６，０００円、調定額、収入済額ともに３６万６，６６７円。

使用料及び手数料２，４４６万９，０００円、２，７１５万８，２６６円、２，２９２万
９，２４７円、４２２万９，０１９円。

財産収入１，０００円、調定額、収入済額ともに１，０６９円。

繰入金５，４３１万５，０００円、調定額、収入済額ともに５，４３１万３，４７０円。

繰越金９３万４，０００円、調定額、収入済額ともに９３万４，８５１円。

諸収入３９万９，０００円、調定額、収入済額ともに３９万８，５９２円。

企業債８９０万、調定額、収入済額ともに５９０万。

歳入合計８，９３８万４，０００円、８，９０７万２，９１５円、８，４８４万
３，８９６円、４２２万９，０１９円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきますので、３ページを御覧ください。

総務費１，６１１万５，０００円、１，５８７万３，３１８円、２４万１，６８２円。

衛生費３，６７３万９，０００円、２，３２７万５，６２６円、１，３４６万
３，３７４円。

公債費１，７０９万１，８４６円、１，７０９万１，５０７円、３３９円。

予備費、予算現額、不用額ともに１，９４３万８，１５４円。

歳出合計８，９３８万４，０００円、５，６２４万４５１円、３，３１４万３，５４９円
となります。

続いて、１３ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が８，４８４万３，８９６円、歳出総額が５，６２４万４５１円、歳入歳出差引
額は２，８６０万３，４４５円、よって、実質収支額は２，８６０万３，４４５円となりま
す。

以上で簡易水道特別会計歳入歳出の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 簡易水道特別会計について監査報告をいたします。

令和５年度における簡易水道特別会計決算額は、歳入総額８，４８４万３，８９６円、歳出総額５，６２４万４５１円で、歳入歳出差引額２，８６０万３，４４５円の剰余金を計上しました。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が２，２９２万９，２４７円、２７．０％、一般会計からの繰入金５，４３１万４，４０４円、６４．０％、地方公営企業法適用（以下法適用）による財政調整基金廃止に伴う繰入金１，９３３万９，３９３円、２２．８％となっています。

なお、現年度における水道使用料の徴収率は９０．７％となりました。徴収率が低下した理由は、令和６年度に移行した法適用に伴い、令和６年３月３１日をもって打切り決算となり、令和６年３月分の水道使用料の収入は、令和６年度水道事業会計の特例的収入となったためです。また、滞納繰越分に係る徴収額については、前年度が１９万２，９２２円であったのに対し、本年度では２１万３，４３８円であり、２万５１６円の増でありました。滞納繰越に係る徴収に苦慮されている中で、滞納者への声かけ等、担当者が徴収事務に尽力された結果であると評価したい。

歳出の主な内訳は、衛生費が２，３２７万５，６２６円、４１．４％、公債費が１，７０９万１，５０７円、３０．４％、総務費が１，５８７万３，３１８円、２８．２％となっています。

歳出においては、簡易水道施設費が前年度より７８５万６，４７６円の減となりました。これは前年度が、水道施設台帳システム構築業務委託事業、社会情勢に伴う電気代が高騰したことによる影響もありますが、令和６年度に移行した法適用に伴い、令和６年３月３１日をもって打切り決算となったため、令和６年度水道事業会計の特例的支出となったことによる影響が大きいものです。

冒頭の総括意見の内容と重複しますが、依然として滞納繰越となっている水道使用料のうち、債務者との折衝が不能となったもの等の処分については債権管理条例の制定に伴い精査をされたい。

一方で、令和６年４月から開始されている公営企業会計法適用化に伴い、令和４年度から法適用化移行作業を実施していますが、水道事業は、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していく役割を担うとともに、水道使用料等で経費を賄う点で企業性を発揮することが求められます。その中で、人口減少等による水道使用料の減少や施設の老朽化

に伴う更新需要の増大等で経営環境が一層厳しさを増すことから、これまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントを図ることが必要と考えられます。そのため、法適用化により、そのスキームや適用プロセスの理解を十分に深め、移行作業を円滑に進めることができるようをお願いをしたい。

他の自治体と連携した水道技術者の知識の継承や配水管の連結、業務の広域発注による経費削減等、住民から信頼される安定的かつ安心で安全な飲料水供給事業となるよう、これからも尽力されたい。

なお、先ほど、基金解約利子について修正がありました。引き続き適正な事務処理を求め、監査の報告とします。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は説明にとどめます。

ここで、休憩をします。

休 憩 午前 1 1 時 1 0 分

再 開 午前 1 1 時 2 5 分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第 8、認定第 4 号、令和 5 年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第 4 号、令和 5 年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について、提案説明申し上げます。

令和 5 年度笠置町介護保険特別会計については、歳入総額 3 億 1, 6 1 7 万 9 8 0 円、歳出総額は 2 億 8, 1 6 0 万 2 4 0 円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 3, 4 5 7 万 7 4 0 円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） 失礼いたします。

それでは、令和 5 年度介護保険特別会計決算につきまして、概要説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたしますので、決算書の 1 ページを御覧ください。

なお、参考資料につきましては、7 ページとなっております。

保険料 4, 665 万 6, 000 円、4, 927 万 8, 960 円、4, 928 万 7, 640 円、1 万 350 円、マイナス 1 万 9, 030 円。

使用料及び手数料 1 万円、調定額、収入済額ともに 3, 500 円。

国庫支出金 6, 754 万 8, 000 円、調定額、収入済額ともに 8, 645 万 6, 165 円。

支払基金交付金 7, 141 万 3, 000 円、調定額、収入済額ともに 7, 438 万 9, 000 円。

府支出金 4, 076 万円、調定額、収入済額ともに 3, 928 万 1, 335 円。

財産収入 1, 000 円、調定額、収入済額ともに 277 円。

繰入金 4, 681 万 9, 000 円、調定額、収入済額ともに 4, 608 万 7, 835 円。

繰越金 1, 803 万円、調定額、収入済額ともに 1, 803 万 415 円。

諸収入 87 万 1, 000 円、調定額、収入済額ともに 263 万 4, 813 円。

歳入合計 2 億 9, 210 万 8, 000 円、3 億 1, 616 万 2, 300 円、3 億 1, 617 万 980 円、1 万 350 円、マイナス 1 万 9, 030 円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきますので、3 ページをお開きください。

総務費 334 万 2, 284 円、233 万 1, 145 円、101 万 1, 139 円。

保険給付費 2 億 6, 014 万 3, 046 円、2 億 5, 207 万 8, 014 円、806 万 5, 032 円。

地域支援事業費 2, 079 万 3, 709 円、1, 952 万 7, 383 円、126 万 6, 326 円。

予備費、予算現額、不用額ともに 14 万 5, 550 円。

諸支出金 768 万 1, 411 円、766 万 3, 421 円、1 万 7, 990 円。

基金積立金 2, 000 円、277 円、1, 723 円。

歳出合計 2 億 9, 210 万 8, 000 円、2 億 8, 160 万 240 円、1, 050 万 7, 760 円となります。

続いて、23 ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が 3 億 1, 617 万 980 円、歳出総額が 2 億 8, 160 万 240 円、歳入歳出差引額は 3, 457 万 740 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質周知額は 3, 457 万 740 円となります。

以上で介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 介護保険特別会計について監査報告をいたします。

令和５年度の介護保険特別会計決算額は、歳入総額３億１，６１７万９８０円、歳出総額２億８，１６０万２４０円で、歳入歳出差引額３，４５７万７４０円の剰余金を計上しました。

歳入の主な内訳は、保険料４，９２８万７，６４０円、１５．６％、国庫支出金８，６４５万６，１６５円、２７．３％、支払基金交付金７，４３８万９，０００円、２３．５％、府支出金３，９２８万１，３３５円、１２．４％、繰入金４，６０８万７，８３５円、１４．６％となっています。

歳出の主な内訳は、保険給付費が２億５，２０７万８，０１４円、８９．５％、地域支援事業費は１，９５２万７，３８３円、６．９％となりました。

本年度で支出した保険給付費は前年度より１，６８２万６，８５１円の減額となっています。その主な内訳は、居宅介護サービス給付費では前年度より５２４万１，５５０円減となる１億１，１２２万３５６円を支出しています。

居宅介護サービス給付費については、ショートステイの総利用日数が、前年度は３，８０８日であったのに対し、本年度では６５６日減の３，１５２日となっており、これは介護施設等への移行によるものです。

介護保険制度は、介護が必要な高齢者の自立支援や介護する家族の負担軽減を目指し、介護を社会全体で支え合うことを目的として設立された制度であります。介護を取り巻く諸問題は、高齢者が高齢者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されています。介護を必要としていながらも、介護施設の定員オーバーや人材不足によって必要なサービスを利用することができない介護難民者が出ないように、笠置町の高齢者や財政、介護受給者の動向を常に気かけ、行政として、どう判断するかという認識を持った上で、引き続き取り組まれない。

以上で監査報告といたします。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第９、認定第５号、令和５年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第5号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、提案説明申し上げます。

令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計については、歳入総額6,744万6,707円、歳出総額が6,665万8,420円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに78万8,287円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 内容説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） 失礼いたします。

それでは、令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、概要の説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたしますので、決算書の1ページをお開きください。

なお、参考資料は8ページとなっております。

後期高齢者医療保険料2,398万8,000円、2,469万2,812円、2,456万9,456円、3万1,256円、9万2,100円。

使用料及び手数料5,000円、調定額、収入済額ともに3,700円。

繰入金4,205万2,000円、調定額、収入済額ともに4,161万5,407円。

繰越金70万円、調定額、収入済額ともに70万659円。

諸収入70万5,000円、調定額、収入済額ともに55万7,485円。

歳入合計6,745万円、6,757万63円、6,744万6,707円、3万1,256円、9万2,100円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきますので、3ページをお開きください。

総務費17万9,000円、2万8,050円、15万950円。

後期高齢者医療広域連合納付金6,469万4,000円、6,458万2,676円、11万1,324円。

諸支出金67万9,000円、50万5,171円、17万3,829円。

保健事業費179万8,000円、154万2,523円、25万5,477円。

予備費、予算現額、不用額ともに10万円。

歳出合計6,745万円、6,665万8,420円、79万1,580円となります。

続いて、13ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が6,744万6,707円、歳出総額が6,665万8,420円、歳入歳出差引額は78万8,287円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は78万8,287円となります。

以上で後期高齢者医療特別会計歳入歳出の概要の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 後期高齢者医療特別会計について監査報告を行います。

令和5年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額6,744万6,707円、歳出総額6,665万8,420円で、歳入歳出差引78万8,287円の剰余金を計上しました。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料2,456万9,456円、36.4%、一般会計からの繰入金4,161万5,407円、61.7%となっています。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が6,458万2,676円と全体の96.9%を占めています。

後期高齢者医療制度の業務に関しては、広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担しており、市町村としては、その保険料の徴収を担っているものです。本年度の保険料収納率は99.5%となり、前年度の収納率と同等となっています。他の会計同様に、引き続き保険料徴収に尽力をされたい。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られていると思うが、75歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上につなげられたい。

以上で報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第10、議案第28号、笠置町自殺対策計画策定委員会条例制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第28号 笠置町自殺対策計画策定委員会条例制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく笠置町自殺対策計画の策定を進めるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、笠置町自殺対策計画策定委員会条例を制定しようとするものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第28号、笠置町自殺対策計画策定委員会条例制定の件について、御説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

この自殺対策計画策定委員会が町の附属機関に当たることから、今回条例により設置をするものでございます。

まず、第2条では、所掌事務として、委員会で審議する内容を明記をしております。計画の策定及び更新、また、町長が必要と認めた事項に関することでございます。

それから、第3条では、組織として、委員会の委員人数を明記をしております。委員会は、委員5人以内で組織し、委員は町長が委嘱すると、このようになっております。

第5条では、委員の任期を記載しており、計画の策定終了までとするものでございます。

第7条では、庶務として、委員会の庶務を明記しており、所管課においては保健福祉課が担当することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第28号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この自殺対策基本法が平成18年に制定されているのに、どうして今、この条例を制定するのか説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、一般会計の補正予算でも上げさせていただいておるんですけれども、今回、策定委員会の委員の報酬を支払うことが必要となったため、また、先ほども説明させていただきましたが、そのときにこの自殺対策計画策定委員会自体が町の附属機関に当たることが分かりましたので、今回、改めて条例で上げさせていただいたということでございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

平成 18 年にこの基本法が制定されているわけですね。今までかなり年数がたっていると思うんですよ。それはどうしてかという質問をさせていただいているつもりなんですけれども、また、お答え願いたいと思うんですけれども、また、この条例は、公布の日から施行するということです、この条例を公布されてから委員の方を選任するということになると、委員の任期は計画の策定終了までと第 5 条に規定をされておりますが、計画はいつまでに策定をされるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本の議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、委員の任期の関係ですけれども、この自殺対策の計画につきましては、令和 7 年 3 月 31 日までに計画を策定するものでございます。

それから、議員おっしゃるように、自殺対策基本法については、平成 18 年からなっております、なぜ今の時点でこの条例を上げるのかということなんですけれども、前回のときにといいますか、前回は今まで、この策定委員会の条例自体ができていなかったことが好ましくなかったということで、今回改めて、好ましくなかったといいますか、できていなかったということが分かりましたので、今回の今年策定するに当たって、この委員会条例を制定したというものでございます。

議長（西 昭夫君） いいですか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

平成 18 年に、この基本法が制定されて、何で今の時期に条例を制定するのかという意味の答弁ではなかったと思います。また、その辺りをよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、また、笠置町の自殺対策計画の中身につきましては、その策定委員会で議論、協議をされて作成されると思いますが、この作成された計画をどのように周知をされるのかということなんですけれども、この法の 5 条では、国民の責務というものをうたっておりますので、その辺り、策定されたら住民の方々に周知をしなければいけないと思いますので、その辺りの考えもお聞かせ願ひたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 笠置町の自殺対策計画については、今回 2 回目ということで、前回令和 2 年の 3 月に策定をさせていただきました。本来ですと、その当時に、この委員会

条例というものを策定するべきだったのかなという思いはありますが、それを今回、ちょっと遅れたわけですが、提案をさせていただいております。

それから、周知方法なんですけれども、また、今後検討委員会のほうを進めさせていただく中で、そういった内容についても委員の皆さんから意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 由本議員の質問に答えられていない部分があったので、続き、質問があれば認めます。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

令和2年3月に前回は作成されたということなんですけれども、そのときに、この策定委員会条例というのはなかったのでしょうか。何に基づいて作成されたのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

当時、笠置町の自殺対策計画策定委員会条例というものはなかったですので、その上位法であります、この自殺対策基本法に基づいて策定をさせていただいたということでございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の保健福祉課長の答弁に補足させていただきます。

令和2年3月に策定したときには、委員の構成は内部の委員でありまして、今回外部委員にも入っていただく、報酬を支払う必要があるということになりましたので、附属機関として設置する必要がある、附属機関として設置しなければ報酬の支払いができないということもありまして、今回条例の提出をさせていただいたというところでございます。失礼いたします。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号、笠置町自殺対策計画策定委員会条例制定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号、笠置町自殺対策計画策定委員会条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第28号、笠置町自殺対策計画策定委員会条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第11、議案第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 議案第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

笠置町自殺対策計画策定委員会の設置に伴い、委員に対し、報酬を支払うこととなるため追加するものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。参事。

参事兼商工観光課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

議案第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件につきまして、説明させていただきます。

先ほど議案第28号で可決いただきました自殺対策の委員会条例の委員の方々に報酬を支払うために、本条例を一部改正するものでございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきますので、最終ページ、3ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、別表としておるものでございまして、右側の改正後(案)といたしまして、最終の下段のところに自殺対策計画策定委員会委員といたしまして5,500円、他の委員と同額の5,500円を追加させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

議長(西 昭夫君) これから質疑を行います。議案第29号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

7 番（由本好史君） この委員の方々、日額 5, 5 0 0 円を支払うということなんですが、先ほど組織のほうで 1 号から 4 号までの方があると思うんですけども、この中で、委員 5 人以内というようなことです。この 5 人の方全てに、この報酬を支払うのか、その点お聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この後の一般会計補正予算にもありますけれども、今回につきましては、1 人の方に対しての、1 人の方がその報酬を支払う対象となるので、1 人の方に対してお支払う予定をしております。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） そしたら、その 1 人の方というのは、どの方に当たるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

条例でいいますと、その他、町長が必要と認めた者ということで、今現在、民生児童委員さんの方を予定をしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

そしたら、他の方にはこの報酬は支払われないということによろしいですか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのとおりでございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 9 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第 29 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第 29 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

休 憩 午後 0 時 0 5 分

再 開 午後 1 時 1 5 分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第 12、議案第 30 号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第 30 号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

施行日は令和 6 年 12 月 2 日でございます。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第 30 号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について、説明いたします。

令和 5 年に公布された番号法等の一部改正により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されます。

新旧対照表 2 ページを御覧ください。

第 13 条で罰則規定を設けております。こちらの被保険者証に係る文言等を削除しております。

施行日は、令和 6 年 12 月 2 日です。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第 30 号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第30号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第30号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第13、議案第31号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第31号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行日は、令和6年12月2日からでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第31号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件について、御説明させていただきます。

新旧対照表で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第6条第2項におきまして、現行「医療保険各法に定める保険証と共に」を、改正後（案）として「国民健康保険法又は医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、」とするものでございます。

現行規定では、医療機関における受診の際に被保険者証の提示を求めています。医療保

険に係る被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることに伴い、今後は被保険者証の提示に代えてオンライン資格確認により対応することが考えられ、そのため、オンライン資格確認に対応できるように改正するものです。

また、電子資格確認等の等には資格確認書の提示など、オンライン資格確認以外の方法が含まれます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第 3 1 号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

電子資格確認等により被保険者または被保険者であることの確認を受けた上とは、具体的にどのような確認を受けるのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

電子資格等確認を受けるということは、12月2日以降にマイナンバーカードを提示することによって本人であることを確認することによってございします。それから、マイナンバーカードを持っておられない方については、資格確認書の提示をもって本人の確認ということによってございします。

議長（西 昭夫君） 由本さん、いいですか。

7 番（由本好史君） はい。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 1 号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第 3 1 号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第 3 1 号、笠置町児童医療費の支給に

関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第14、議案第32号、特別職の職員で常勤のものの給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由及び議案の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第32号、特別職の職員で常勤のものの給与の額の特例に関する条例一部改正の件について、提案理由及び議案の説明を一括して行わせていただきます。

まず、本日、一部新聞報道等でもございました不適切な事務処理につきまして、町民の皆様に御心配と御迷惑をおかけしたことを、心よりおわび申し上げます。

本件事案に対しまして、職員の懲戒処分を行いましたので、併せて町長の給料を減額するための一部を改正するものでございます。

本件事案につきましては、町の組織としての責任を明確化することと、職員が報告、連絡、相談ができるよう信頼関係を高めるとともに、本件事案のようなことを二度と起こさないということをお誓い申し上げるためにも必要なものであると考えるところでございます。

議案の説明でございますが、第32号の2ページのところの新旧対照表を御覧いただけたらと存じます。

不適切な事務処理を行った職員に対しまして、笠置町職員の懲戒処分の指針に基づき、給料月額10分の1を1か月分減額する懲戒処分を行いましたので、併せて町長の給料月額10分の1を1か月減額するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第32号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今回、条例を一部改正して現町長の給料を10分の1、1か月減額するということですが、これは令和2年2月の職員が不適切な事務処理をしたことによるもので、これについて誰がこのような処分を決定されたのかということをお伺いしたいと思うんです。例えば、内部監査なり外部監査といったものがあるかと思うんですが、また、規則的にはこのような処分は適正なのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員の御質問にお答え申し上げます。

処分を決定いたしましたのは私、町長自らのものでございます。適切かと言われると、町民の皆様に御心配をおかけしたものに、本当に見合うかどうかというのは正直なところ、迷うところではございますけれども、一定この指針に基づいて勘案したところ、職員の給料月額の10分の1が適正であると、最終的に私が判断したものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今回の特別職の職員で常勤のものの給与の額の特例に関する条例一部改正の件については、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の職員の不適切な事務につきましては、令和2年2月ですかね、不適切な事務があったということで、現町長の下で行われたものではなく、また、内部監査や外部監査に基づく処分でもないので、適正な事務処理を望み、反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号、特別職の職員で常勤のものの給与の額の特例に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第32号、特別職の職員で常勤のものの給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 可否同数です。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時30分

再 開 午後1時33分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第32号、特別職の職員で常勤のものの給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、可否同数です。以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件について採決いたします。

議案第32号、特別職の職員で常勤のものの給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、議長は可決と採決いたします。

議長（西 昭夫君） 日程第15、議案第33号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第33号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額16億6,359万6,000円に歳入歳出それぞれ1,407万9,000円を追加し、合計を16億7,767万5,000円とするものです。

主な内容は、町制施行90周年事業として、式典の開催と住民等への記念品配布にかかる経費など82万9,000円、また、定期予防接種事務事業として乳幼児及び高齢者等への新型コロナワクチンの個別接種にかかる経費に735万9,000円などを計上しています。

歳入は、児童手当負担金など、国庫支出金や新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金365万2,000円を財源として計上しています。また、普通交付税の交付額確定により2,624万円を増額しています。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

それでは、議案第33号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件につきまして、私の方から歳入予算と総務財政課が所管します歳出予算の主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、歳入についてでございます。

1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分としまして200万円を減額しております。定額減税によります所得割分の減額となっております。

続いて、同款2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分としまして67万

8, 000円を増額しております。評価替えによる増額となっております。

続いて、12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税としまして2,624万円を増額計上しております。普通交付税額の確定によるものでございます。

続いて、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費負担金としまして112万4,000円を増額しております。

同ページ下段の16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、4節児童福祉費負担金においても2万円を増額しておりますが、児童手当制度が一部改正されまして、支給要件等が拡充されたことに伴い、児童手当の支給額が増額となることに對し、それぞれ負担金を増額しているものでございます。

続いて、戻りまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金としまして48万2,000円を増額しております。先ほど申し上げました児童手当の拡充に伴うシステム改修費に充当する子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正円滑化事業）としまして46万6,000円、子育て短期支援事業に充当します子ども・子育て支援交付金（子育て短期支援事業）としまして1万6,000円を計上しております。

続いて、8ページを御覧ください。

16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金、3節児童福祉費補助金としまして1万6,000円を計上しております。こちらも子育て短期事業に充当するものでございます。

続いて、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金としまして660万8,000円を減額しております。補助金等により財源が確保できた分につきまして減額をするものでございます。

同項3目ふるさと基金繰入金、1節ふるさと基金繰入金としまして952万5,000円を減額しております。先の6月議会におきまして承認をいただきました地方創生基金の説明の中でも申し上げましたとおり、いこいの館運営事業への充当を見直したことによる減額でございます。

最後に、21款諸収入、3項雑入、2目雑入、1節雑入としまして365万2,000円を計上しております。こちらは新型コロナワクチンの定期接種に対する事業への助成金となっております。

続いて、歳出予算でございます。9ページを御覧ください。

職員人件費につきましては、7月の人事異動に伴う増減となっておりますので、説明の方は割愛させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の一般管理事業としまして、郵便料金の改定に伴い、通信運搬費として22万9,000円を増額しております。同じく電算システム管理事業としまして、児童手当制度拡充に伴いますシステム改修費でございますが、職員への児童手当の支給に対するシステム改修分となっております。一番下段の町制施行90周年記念事業では82万9,000円を計上しております。

主要事業調書の1ページを御覧ください。

町長の行政報告にもありましたように、昭和9年1月1日の町制施行から本年度で90年を迎えました。それを記念し、記念式典の開催、自治功労者表彰、住民への記念品配布等を実施するものでございます。実施内容としましては、記念式典の開催、自治功労者の表彰、記念品の配布、町勢要覧資料編の作成を計画しております。

主な予算内訳は、報償費としまして町民等への記念品、自治功労者の記念品に55万円、需用費としまして町勢要覧の印刷、案内状ほか、消耗品に24万円、役務費として案内状の郵送料に3万9,000円を支出する予定でございます。

補正予算書に戻っていただきまして、10ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の運動公園管理事業でございます。単価改定による消耗品を1万2,000円増額するものと多目的トイレの引き戸の修繕が必要となりましたので、修繕料として38万5,000円を増額するものでございます。

続いて、11ページを御覧ください。

中段、2款総務費、4項選挙費、6目町議会議員選挙費におきまして30万2,000円を増額しております。町議会議員選挙費としまして、それぞれ郵便料金の改定及び単価の改定による増額となっております。

ページ飛びまして、14ページを御覧ください。

下段、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費の相楽中部消防組合事業でございます。こちら児童手当制度拡充に伴うシステム改修費にかかる経費でございますが、こちらは中部消防組合の職員に対する児童手当分としまして分担金に反映されるもので6,000円を増額計上しております。

最後に、15ページでございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の消防団事業としまして5万2,000円を

計上しております。更新が必要となりました活動用手袋、コンプレッサーのバッテリー代を計上させていただいております。総務財政課からの説明は以上となります。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします事業について御説明いたします。

10ページをお願いします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、賦課徴収事務におきまして、備品購入費として9万3,000円を計上しております。確定申告時に庁舎外の会場で使用しているプリンターの不具合によるものでございます。

同款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務におきまして、会計年度職員の報酬49万3,000円、費用弁償といたしまして3万5,000円を計上しております。職員の育休制度の取得による代替要員の経費としております。9月から3月までの分と想定しております。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 保健福祉課が所管いたします歳出予算について、説明いたします。

11ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。自殺対策推進計画策定事業で1万7,000円を計上させていただいております。委員報酬として1人当たり5,500円の3回分を計上させていただいております。

次、12ページでございます。

2項児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費では161万円を計上させていただいております。まず、児童手当支給事業で155万9,000円を計上させていただいております。

主要事業調書の2ページを御覧ください。

令和6年度12月支給分から児童手当の制度が一部改正され、次のとおり変更となることに伴っての計上でございます。

まず、1つ目が、児童手当の支給対象年齢が18歳までに拡充されます。また、次が、所得制限が撤廃され、所得にかかわらず支給されます。それから、3つ目が、第3子以降の手当月額が3万円に増額されます。4番目が、多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡充されます。それから、5番目が、支払い回数が年3回から年6回、偶数月支給さ

れることよっての今回の計上でございます。

それから、次に、子育て短期支援事業で5万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、児童を養育している保護者が環境上の理由等により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、一時的に養育及び保護する事業で、今回、事例が出るとのことで計上させていただいたものです。財源といたしましては、国庫補助金及び府の補助金を充てております。

それから、下段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費でございます。2目予防費で735万9,000円を計上させていただいております。

まず、予防接種の定期予防接種でございます。

定期予防接種の方では、この10月1日から始まります高齢者の新型コロナワクチン予防接種に関する費用として587万5,000円でございます。令和6年度より定期接種となりました高齢者の新型コロナの予防接種ですがけれども、接種期間は令和6年10月1日から令和7年1月30日。接種回数は実施期間中に1回でございます。自己負担額は2,000円となります。詳しい内容等については、10月の広報れんけい、笠置町のお知らせ版や笠置テレビ等でお知らせする予定でございます。

次に、風しん追加的対策事業につきましては、事業確定に伴って令和5年度分の返還として3万3,000円を計上させていただいております。

それから、新型コロナワクチン接種事業では、国庫支出金返還金として、令和5年度事業確定に伴う返還金で138万6,000円を計上いたしております。

それから、任意接種の予防接種費用助成費で6万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、小児インフルエンザ予防接種費用助成事業として6万5,000円を計上させていただいております。子供のインフルエンザ予防接種に要する費用を助成することにより、子供のインフルエンザ蔓延の防止と重症化を予防するとともに、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、対象人数を50人として計上させていただいております。以上で保健福祉課の関連の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

商工観光課所管の補正予算について説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費で、笠置いこいの館管理運営事業で33 万の補正予算を計上させていただいております。いこいの館館内の冷暖房に使用しております吸収冷温水機の修繕となっているものでございます。

続きまして、14 ページをお願いいたします。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費におきまして、観光事業といたしましてイベント運営委託料、これを35 万円減額させていただいております。6 月の補正予算におきまして、もみじまつり等、イベント事業について補正予算、事業費の補正、また、運営委託料として計上させていただいておりますが、今回90 周年記念事業としまして、本年度に限り町を主体とした実施委員会で実施することといたしましたので、現行、今まで四季彩祭実行委員会に委託しておりました運営委託費を減額させていただくものでございます。商工観光課所管のものは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

13 ページの中段より下を御覧ください。

5 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費、18 節負担金、補助及び交付金の林業振興事業で2 万円を増額計上させていただいております。内容につきましては、相楽地方森と緑の振興会及び京都府林業振興会分担金が確定いたしましたことによるものでございます。

次に、14 ページの中段を御覧ください。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費、12 節委託料、道路新設改良事業で112 万1,000 円を増額計上させていただいております。内容につきましては、町道笠置有市線排水溝実施に伴う境界を確定するため、調査業務等を委託するものでございます。

業務委託の内容につきましては、登記義務に4 万6,000 円及び権利者調査業務15 万6,000 円並びに境界確定用地調査業務といたしまして91 万9,000 円を計上させていただいております。以上で建設産業課が所管いたします歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第33 号の質疑につきましては、歳入全体を一区切りとし、歳出については1 款ごとに区切って質疑を行います。

まずは、歳入に関する質疑を行います。歳入についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

7 ページの固定資産税で先ほど、評価替えによる増というような説明があったかと思うんですけども、償却資産の 1 5 3 万 7, 0 0 0 円というのもそういったものなのかお伺いしたいと思います。

それと、7 ページの地方交付税、私、令和 5 年度の時にも再三、増額補正をしたらというようなことを言ってきたんですけども、全く増額補正をされず、最終補正でされたというような経緯がございます。今回、どうしてこの時期、確定というようなことなんですけれども、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

固定資産税の分に関してでございます。家屋につきましては、3 年に一度の評価替えの関係によるもので 8 5 万 9, 0 0 0 円減額させていただいております。償却資産につきましては 1 5 3 万 7, 0 0 0 円増額計上させていただいている理由につきましては、新規設備の報告というのが 1 月以降に上がってまいりまして、それを反映させたものでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

普通交付税の額の確定により当月の補正予算で増額計上させていただいたところ、前年度は 9 月の補正予算で確定ということにはならなかったのはどうしてかという御質問であったと思います。

前年度の議会のほうでも説明をさせていただいたと記憶しておりますが、昨年度につきましては、特例の財政措置がありまして、9 月の時点では再算定が行われるということでありましたので、額が確定してから最終の確定の額で補正をさせていただくということで御説明をさせていただいたところでございます。

今年度につきましては、再算定というお話が出ておりませんので、これで交付税の額が確定するのかなというところで上げさせていただいたという経緯でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 次に、歳出の質疑に入ります。

まずは、1 款議会費の質疑に入ります。議会費に対する発言通告はありませんので、全議

員にお聞きします。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで1款の質疑を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。総務費に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

9ページの総務費の総務管理費、一般管理費で町制の施行90周年記念事業が82万9,000円計上されております。冒頭、町長のほうから90周年が11月22日に行うというような説明があったかと思いますが、具体的にどのようなことをされるのか。また、記念品として住民ですね、いつ現在の住民に対して記念品を、どういった方法で配布をされるのか。また、町勢要覧の印刷代として18万が計上されておりますが、原稿等は既に作成されているのか、これらについて、どのように、いつ頃配布されるのか、併せて説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼します。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

90周年記念事業ですけれども、今回計上させていただきましたのは、11月22日に係る式典の分でございます。町勢要覧につきましては、まだ印刷等ではなく、原稿を今、整えている段階でございます。カラー刷りの町勢要覧というよりも資料編という形で、町の年史といいますか、そういうものなり国勢調査のときの数値であったりとか、比較のできるような資料を作成する予定としております。

それから、記念品ですけれども、一応11月22日に式典を行うという予定ですので、12月の各戸配布で区長の方々にお願いして配布させていただけたらというふうに考えております。その他自治功労者の記念品以外ですけれども、式典に参加いただく方への記念品等も含めまして計上させていただいたものでございます。以上です。

すみません。式典ですけれども、失礼しました。式典につきましては、自治功労者の表彰が午前中に実施することとしております。この11月22日に予定しておりますのは、来賓とかお招きしての式典になります。冒頭にもありました、他のイベントにつきましては、住民さん参加いただくものとして考えておりますが、まだその日程を、この22日の午後にするか、別日にするかというところではありますけれども、町制80周年の時にタイムカプセ

ルというものを小学生など、住民の方がされています。町主催ということではなかったんですけれども、どこかでそれをお披露目し、今回につきまして10年後、100年、町制100周年に当たることもありますので、住民の方に広く、あと10年、笠置町の100年を思い描いていただいたタイムカプセルを、また、つくりたいなというふうに考えております。ただ、こちらについては、日程をどうするかとか、どのような規模でするかというところまでは、まだ検討中ですので、また決まり次第、お知らせさせていただけたらと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。民生費に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ページ12ページの2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費で児童手当が計上されています。児童手当の制度が一部改正され、支払い回数が年3回から年6回に変更して支払われるということですが、令和6年度も既に9月となっております。今後どのような支払いをされるのかお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和6年12月支給分におきましては、10月、11月分が支払われます。それから、それ以降は偶数月に、その前の二月、2月でしたら1月と12月分というような形での支払いとなります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。衛生費に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

衛生費、12ページの保健衛生費の保健衛生総務費で時間外の勤務手当20万3,000円が計上されています。この件について説明をお願いしたいと思います。

それと、2目の予防費で新型コロナウイルスワクチンの関係で、そのワクチン接種につきましては65歳以上の高齢者を対象とした新型コロナウイルスの定期接種が10月1日から準備の整った自治体、医療機関から順次接種ができ、具体的な接種期間は来年3月31日までの間で、各自治体が決めると報道されておりますが、笠置町はどのような日程で接種をされるのか、その辺りの説明をお願いをしたいと思います。

また、負担額は自治体によって異なるということで、最大7,000になるよう国が接種、1回当たり8,300円を各自治体に助成するとされており、各自治体が定めた期間外の接種や対象外の人が出た場合は、原則全額自費で任意接種となるということですが、先ほど何か2,000円というような話をされたかなと思うんですけども、その辺り、笠置町の個人負担額についても説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、定期予防接種の新型コロナワクチンの件でございます。笠置町におきましては、接種期間を令和6年10月1日から令和7年1月31日までを定期接種の期間としております。また、接種費用につきましては、住民、高齢者の65歳以上の方につきましては2,000円ということで設定をさせていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 時間外は誰が答えますか。参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にありました衛生費の時間外手当ですが、この4月から、ごみ処理広域化の協議会のほうで勤務している職員がおります。その者に対する時間外手当を、当初、低く算定しておりましたので、今回計上させていただいたものでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今まででしたら、コロナウイルスの接種につきましては、日を設けて接種をされたかと思うんですけども、今回そうしたら、10月1日から1月30日までは、どこかの医療機関に個々に行って接種してもらうということなんでしょうか、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、接種方法なんですけれども、伊佐治医院の場合でしたら、伊佐治医院に直接申し込

んでいただくという形になります。それから、伊佐治医院以外の場合、京都府内の協力医療機関がございますので、以外で打たれる場合は、一度、保健福祉課まで御連絡いただきまして、打たれる医療機関が、その協力機関かどうかということでお調べさせていただきたいと思います。連絡なしに受診されると、全額自己負担になる場合がございますので、よろしくお願いいたします。

また、入院、入所されている方につきましても、一度、保健福祉課の方に御相談いただけたらというふうに思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

その接種の方法とか、その辺り、ちゃんと住民の方に周知をよろしくお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで4 款衛生費の質疑を終わります。

次に、5 款農林水産業費の質疑を行います。農林水産業費に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

13 ページの農業費、農業総務費で職員の人件費が258 万9,000 円減額をされておりますが、時間外勤務手当が39 万3,000 円増額補正をされております。その辺りの説明をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

7 月16 日に行いました人事異動によりまして、当初、農林担当といたしまして職員2 名配置していたところですが、そこが減数になっております。若手職員となりましたので、差額の減額というふうなものとなっております。

時間外勤務手当につきましては、獣害鳥獣の捕獲であったり、当初に見込んでおりました時間外手当を超える数字が前半で出ておりますので、再度算定いたしまして、計上させていただいたものでございます。令和5 年度の実績値から令和6 年度の概算の時間外手当を計上しておりましたが、先ほど言いました他の業務、それから、今年度につきましては、農地の

データ化ということに取り組んでおりますので、その分が増加しているというふうになっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。商工費に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

14ページの観光費で、職員の人件費が738万4,000円増額補正をされております。これも人事異動に係るものかとは推測するんですけども、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

7月16日付の人事異動に伴いまして、私が商工観光課の方、それから、総務財政課で配置しておりました1人職員を異動しましたので、その分、一般管理費の方を減額して、商工観光費のほうに約2人分、2人分といいますか、半年にはなりますけれども、その増額というふうになっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。土木費に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

14ページの道路橋梁総務費で光熱水費が5万4,000円計上されております。その理由と3目の道路新設改良費、道路新設改良事業として112万1,000円計上されております。具体的に、どの箇所を、どのようにされるのか説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の道路橋梁総務費の光熱費の増額についての御質問でございます。

光熱水費、電気代につきましては、全体的に単価が上がったものではございますが、当面

の間で試算しまして、この9月補正で計上しないと12月までの支払いができないというところを見込んでおります、この項目につきましてのみ増額で計上させていただいたというところでございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

場所につきましては、向坂の道路拡幅によります、その下の排水溝を設置した箇所と民地との境界確定を行います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。消防費に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで8款消防費の質疑を終わります。

これで議案第33号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第33号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第33号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後2時30分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第 16、議案第 34 号、令和 6 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第 34 号、令和 6 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額 2 億 2, 213 万円に歳入歳出それぞれ 273 万 7, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 2, 486 万 7, 000 円とするものです。主な内容としまして、国民健康保険事業費納付金の増額のほか、本年 12 月からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するための経費を計上しております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第 34 号、令和 6 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件につきまして御説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

8 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費におきまして 317, 000 円を計上しております。

需用費で 15 万円、こちらは本年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、マイナンバーカードとのひもづけをされていない方に交付するための用紙代となっております。

役務費で 5, 000 円の減額をしております。こちらはマイナンバーカードと保険証をひもづけされている方に対して、ひもづけされているマイナンバーをお知らせする郵送代として 3 万円を計上しています。国保連合会へのセキュリティー保守料の金額確定により 3 万 5, 000 円減額しております。

委託料で 31 万 6, 000 円を計上しております。マイナ保険証にかかるシステム改修経費となっております。

備品購入費で 14 万 4, 000 円を減額しております。国保連合会システムの機器更改費用の確定による減額でございます。

次に、3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療費給付分、1 目一般被保険者医療費給付費分、負担金、補助及び交付金で 241 万円。2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険

者後期高齢者支援金等分、負担金、補助及び交付金で2,000円。3項介護納付金分、1目介護納付金分、負担金、補助及び交付金で3,000円、それぞれ計上しております。京都府からの最終確定金額を反映させたものです。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金で5,000円を計上しております。昨年度交付決定のありました出産育児一時金臨時特例補助金の返還金でございます。

次に、歳入の説明に移ります。

7ページを御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金で34万5,000円を計上させていただいております。先ほど歳出で説明いたしましたマイナ保険証に関する郵送代とシステム改修費の財源充当分でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で2万9,000円を減額しております。先ほど歳出で説明いたしました総務費分の財源充当分でございます。

最後に、繰越金として242万1,000円を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ273万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,486万7,000円としております。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第34号の質疑につきましては、歳入全体を一区切り、歳出全体を一区切りとします。

まず、歳入に関する質疑を行います。歳入に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑に入ります。歳出に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

マイナ保険証に切り替えていくということで進められていますけれども、一方で、資格確認書であったりとか、保険証も1年間有効であるということをきちっとお知らせした上で選択できるようにしていく必要があるんじゃないかと思っています。特に、マイナンバーカードを取得したいという方もおられますけれども、やはり心配だとか、いろいろ気にされる方もおられる中で、マイナ保険証に切り替えなければいけないと、もう一切保険がきかなくな

るという思い込みの下で切り替えるような事態が発生しないように、やはり資格確認書でも行けますよということも含めて進めていく必要があると思います。その点、どのように対応されるのか答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、10月を目途に保険証とマイナンバーカードをひもづけされている方に対して案内の方をさせていただく準備を進めているところです。こちらの案内と同時に、マイナンバーを一旦ひもづけているけれども、やはり不安だという方、やはりやりたくないという、おられる方もいらっしゃると思いますので、そちらにつきましては、送付分に一つ文章を加えまして、御希望されない場合、ひもづけを外されたい場合には御連絡くださいという案内を加えるつもりを予定しておりますし、あと、今現在、発行している保険証は来年の令和7年の11月末まで使っていただける形となり、使用と、有効期限となっています。ただ、12月2日以降に再発行というふうな形になられた場合は、新規の交付というのはもうできませんので、そういった方には資格確認書というのを、保険証の代わりとなるものをお渡しさせていただきますので、住民さんの皆様には、通常でしたら令和7年11月末までの保険証を使っていたいただけるような、有効期限と設定させていただいておりますので、それまでの間に周知の方を、またしていきたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

これで議案第34号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第34号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第34号、令和6年度笠置町国民健康

保険特別会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第１７、議案第３５号、令和６年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第３５号、令和６年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１，８８０万６，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億９，５９３万円とするものです。主な提案内容は、令和５年度事業確定に伴う償還金１，７７０万円の増額と居宅介護住宅改修の支出見込みに伴う９８万円の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第３５号、令和６年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件について説明をさせていただきます。

７ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳出の保険給付費等に対する法定の公費負担分となっておりますので、細部の説明は省略をさせていただきます。

１款保険料、１項介護保険料では２１万６，０００円を計上しております。

３款国庫支出金では、１項国庫負担金で１９万６，０００円を、２項国庫補助金では５万９，０００円を計上させていただいております。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金では、２号被保険者の負担分として２６万５，０００円を計上いたしております。

５款府支出金では、１項府負担金で１２万２，０００円を計上いたしております。

７款繰入金、１項一般会計繰入金では、介護給付費等の町負担分として３万２，０００円を減額いたしております。

８款繰越金、１項繰越金では１，７９８万円を計上しております。

９ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では１５万４，０００円の減額をいたして

おります。令和6年度のシステム保守委託料の確定に伴う減額でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目居宅介護住宅改修費では98万円を計上いたしております。住宅改修の支出見込みに伴う増額となっております。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、第1号被保険者保険料還付金として28万円を、これにつきましては、過年度の還付金でございます。

2目償還金では、国庫支出金返還金ということで、令和5年度の介護給付費や地域支援事業支援交付金等の確定に伴う返還金として1,770万円を計上いたしております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第35号の質疑につきましては、歳入全体を一区切り、歳出全体を一区切りとします。

まず、歳入に関する質疑を行います。歳入に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑に入ります。歳出に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

これで議案第35号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第35号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第35号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第18、議案第36号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第36号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入既決予定額7,770万7,000円に収入予定額131万1,000円を追加し、収益的収入予定総額7,901万8,000円とし、収益的支出既決予定額8,261万8,000円に支出予定額131万1,000円を追加し、収益的支出予定総額8,392万9,000円とするものです。主な内容といたしまして、職員の昇給等に伴う人件費の増額を計上しております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 議案第36号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の件について御説明させていただきます。

9ページの下段の支出欄を御覧ください。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、3目業務及び総係費、人件費で131万1,000円を増額計上させていただいております。

内訳につきましては、昇給に伴う給料で15万5,000円、時間外勤務手当で100万7,000円、昇給に伴います職員共済費で14万7,000円、職員共済組合事務費で2,000円を計上させていただいております。

支出総額131万1,000円の財源といたしましては、1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金、節一般会計補助金から131万1,000円を計上させていただきます。以上で簡易水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第36号の質疑につきましては、収入全体を一区切り、支出全体を一区切りとします。

まず、収入に関する質疑を行います。収入に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） なしと認めます。これで収入の質疑を終わります。

次に、支出の質疑に入ります。支出に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞き

します。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで支出の質疑を終わります。

これで議案第36号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第36号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第36号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月25日午前9時30分から開会し、議案審議と一般質問を行います。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後2時53分